

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本概念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校ではすべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する生徒の理解を深めいじめ防止のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

生徒は、いじめを絶対に行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者、関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめの疑いがある場合は、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

## 2 いじめ防止のための対策の基本となる事項

### 【基本施策】

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止

- ① 学校の重点目標である「質実剛健」のもと、生徒一人一人が夢や目標をもち、向上しようとする意欲を育てる指導に心がけ、自尊感情や規範意識を高める。特に個が成長できる環境としての集団作りを重視し、組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、すべての教育活動を通して道徳教育および体験活動の充実を図る。
- ③ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りながら、生徒が自主的に行う生徒会活動を充実させる。

#### (2) いじめの早期発見・早期対応のための措置

##### ① いじめ調査等

いじめを早期発見するため、生徒に対して定期的な調査を実施する。

- ・生徒対象いじめアンケート調査の実施。(年3回 6月、11月、2月)
- ・保護者対象いじめアンケート調査の実施。(年1回 6月)
- ・教育相談(面談)を通じて学級担任(学年職員)による生徒からの聞き取り調査の実施。

## ② いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーによる全員面談の実施
- ・養護教諭による面接

## (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、生徒対象の情報モラル学習(セーフティ教室、道徳科授業等)を行うとともに職員もインターネット等によるいじめ対策の知識・理解を深める。

### 【いじめ防止等に関する措置】

#### (1) いじめの防止等の対策のための組織

〈構成員〉 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、(スクールカウンセラー)

〈活動〉 ① いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)。

② いじめ防止に関すること。

③ いじめ事案に対する対応に関すること。

④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

〈開催〉 週1回の企画運営会議後を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。その際には、該当生徒の担任を加える。

#### (2) いじめに関する措置

① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行うとともに即座に教育委員会に報告・相談をする。

② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ いじめの関係者との間におけるトラブルが起きないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

#### (3) 重大事態(生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合)への対応

① いじめを受けた生徒の安全の確保

② 関係機関、専門家等との相談・連携 「大島町いじめ問題対策連絡協議会」

③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

④ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査(再調査)への協力